

## 職員の懲戒処分の公表について

令和元年7月1日付けで職員の懲戒処分を行いましたので、与那原町職員の懲戒処分の基準に基づき、下記のとおり公表します。

### 1. 事案の概要

被処分者は、令和元年6月7日（金）午後7時頃から午後9時頃まで与那原町内知人宅にて飲酒の後、自宅へ帰るため自家用車を運転したところ、自宅向かいの店舗の壁にぶつかる物損事故を起こした。第三者からの通報により午後9時30分すぎに駆け付けた警察官による呼気検査を受けたところ、基準値を超えるアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）で検挙されたものである。

### 2. 処分年月日

令和元年7月1日

### 3. 処分内容

#### （1）処分の種類

地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号に基づく懲戒処分

#### （2）処分の程度

停職6月

### 4. 被処分者の所属等

町長部局

### 5. 被処分者の職名

用務員

令和元年7月1日  
与那原町